

告 示

埼玉県告示第百三号

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和四十年埼玉県告示第二百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条の二」を「第五条」に改め、「並びに免許の申請」を削り、「第九条の規定による変更の届出に係る書類」を「第十条に規定する特定書類」に改める。

第二条中「第五条の二第一項」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。